

平成8年4月1日制定
平成28年5月21日改定
平成30年6月9日改定

名城大学剣道部後援会

会 則

第1章 総 則

(名称及び組織)

第1条 本会は名城大学剣道部後援会と称し、名城大学剣道部OB及び本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者の内、役員会において入会を認められた者をもって組織する。

(目的)

第2条 本会は、名城大学剣道部に対する後援と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(2) 本会の目的を達成するために、本会と会員との連絡調整を図るために支部を設置する。支部には支部長、副支部長を置く。

(事務局)

第3条 本会に事務局を置き、会長の指名により役員の中から事務局長を選任する。任期は役員の任期に準ずる。

(2) 事務局は会計を兼務し、年度毎の経理の状況を会長及び本会員に報告する。

(3) 事務局所在地は当該事務局長の自宅住所とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 本会員より名城大学剣道部の監督、コーチ、師範を派遣する
2. 各種大会出場に伴う旅費等の援助
3. 道場における日常錬成の後援
4. 会員相互の親睦の為の行事等
5. その他本会の目的達成上必要な事業

(援助の基準)

第5条 前条第2号に定める援助の基準は、大会名及び大会場所等を勘案し、役員会において協議し決定する。

(日常錬成の後援)

第 6 条 第 4 条第 3 号に定める後援については、会員相互が自覚を持ち、剣道部発展のため努力すること。特に、物資面での援助が必要と思われる場合は役員会において決定する。

(親睦行事)

第 7 条 第 4 条第 4 号に定める親睦行事等の時期方法等については、役員会において協議し決定する。

(目的達成上必要な事業)

第 8 条 第 4 条第 5 号に定める事業については、役員会の決定に基づいて行う。

第 3 章 会 員

(入会)

第 9 条 名城大学剣道部 OB 又は OB 以外の者、及び現役部員の父兄で、役員会において承認された者は、会員としての資格を取得する。

(2) 名城大学剣道部 OB 以外の者が入会を希望する場合は、「入会申込書」に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。この場合、会員 2 名以上の推薦人を必要とする。

(3) 現役部員の父兄は「賛助会員」と称し、現役部員の入部をもって資格を取得し、退部、卒業により自動的に資格を喪失する。

(会員の権利)

第 10 条 会員は、次の権利を有する。

1. 親睦行事に出席すること
2. 事業の実施に関し、意見を述べること
3. 会計事務に関し、説明を求めること
4. その他必要事項に対し、助言をすること

(会員の義務)

第 11 条 会員は次の義務を負う。

1. 会費を負担すること
2. 会則及び総会等の議決事項を遵守すること
3. 本会の行う事業に協力すること

(退会)

第 12 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは退会する。

1. 死亡したとき
2. 退会を希望し、役員会にて承認されたとき

第4章 役員

(役員を設置)

第13条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名以内
3. 理事 若干名
4. 監事 2名以内
5. 相談役 若干名
6. 顧問 若干名

(役員を選出)

第14条 本会役員は、本会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第15条 役員は、役員会を構成し、その議決に基づいて本会の事業の円滑な推進に努める。

1. 会長は、会務を総理し本会を代表する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する
3. 理事は、本会の事業目的達成の為、会員の意見等を把握し、役員会に反映させる
4. 監事は、経理が適正に執行されているかどうか監査する
5. 相談役、顧問は、永年後援会活動に貢献した会員であり、会長が選任し役員会の諮問に応じ意見等具申する

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。役員は仕事が終わっても、後任者が就任するまでの職務を行うことができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第17条 会議は、総会、役員会及び運営会議の3種類とする。

(総会)

第18条 総会は、毎年1回とし、会長が招集する。但し、必要があるときは臨時総会を招集することができる。

1. 総会の議長は、会長が行う
2. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(総会の議決事項)

第19条 総会の議決事項は、次に掲げるものとする。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. その他重要な事項

(役員会)

第20条 役員会は、必要の都度会長が招集する。

1. 役員会の議長は、会長が行う
2. 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(役員会の議決事項)

第21条 役員会の議決事項は、次に掲げるものとする。

1. 総会の議案に関する事項
2. 臨時総会の招集に関する事項
3. その他重要事項

第6章 会 計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、寄付金、臨時賛助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会費)

第24条 本会の会費は、年額1口5千円以上とし、口数の上限は設けない。必要に応じ臨時賛助費を徴収する。会費の返納はこれを認めない。

第7章 雑 則

第25条 本会則の改廃は、役員会の議決を得たのち総会にて決定する。

第26条 本会則の定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

付則 この会則は、平成30年6月9日から施行する。